

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第74号

第1 審査会の結論

徳島県公安委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年8月8日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、①徳公委第312号の処理結果通知書に記載のある「しかるべき措置を講じた」とする「しかるべき措置」の内容が分かる情報、②実施機関からの要請に基づき徳島県警本部が作成し、実施機関に提出した調査報告書、③県民が疑念を抱くことのない適法かつ適正な各種警察活動の推進について、実施機関が、徳島県警察に指示した内容が分かる情報及び④その他、徳公委第312号に係る苦情申立てに関する一切の情報の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年8月26日、実施機関は、本件公開請求のうち1の①、②及び④に係る公文書として苦情受理票（令和4年5月12日受理）、苦情申出書（令和4年5月10日付）、公安委員会に対する苦情について（令和4年5月13日付）、公安委員会に対する苦情申出の受理に伴う調査等の指示について（案）、公安委員会に対する苦情申出の受理に伴う調査等の指示について（令和4年5月19日付）、別添苦情受理票（令和4年5月12日受理）、別添苦情申出書（令和4年5月10日付）、公安委員会に対する苦情について（令和4年6月30日付）、公安委員会に対する苦情申出にかかる調査結果等について（令和4年6月30日付）、処理結果通知書（案）、処理結果通知書（令和4年7月7日付）、公安委員会に対する苦情について（令和4年7月20日付）及び電話受発信紙（令和4年7月20日付）を特定し、これらの公文書のうち条例第8条第1号、第2号又は第4号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、1の③に係る公文書はこれを保有していないとして公文書公開請求拒否決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年5月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当

審査会」という。) に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件で開示請求されている文書の公開されていない部分について、公務員の職、氏名、職務遂行の内容に係る部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 条例第8条第1号について

公務員等の職務遂行にかかる公務員等の職・氏名・職務遂行の内容については、そもそも原則としてプライバシーが問題になる余地はなく「個人に関する情報」には当たらないと解されるのであり（仙台地判平成8年7月29日判時1575号31頁等多数の裁判例参照）、さらに条例第8条第1号ハによれば本件処分において部分公開とされた文書は公開されるべきことになり、徳島県情報公開条例の施行に関する規則（平成14年徳島県公安委員会規則第2号）第3条によれば「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職」以外の警察官の氏名も公開されるべきことになるので、実施機関は条例及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の解釈を誤っている。

(2) 条例第8条第4号について

まず、実施機関は条例第8条第4号イからホまでのいずれに該当するかを述べていないので、以下の反論においては審査請求人の主張も多少抽象的にならざるを得ず、また適法に開示拒否できていないので審査請求や取消訴訟の起算点はそれが明らかになった時と解される余地があることを前置きする。

以下条例第8条第4号柱書の文言を検討する。

まず、「適正」とは開示した場合の支障だけでなく開示される利益も、開示の必要性も考慮されなければならないところ（情報公開法についてのものであるが大阪地裁平成19年6月29日参照）、本件文書が公開されると、一般市民を取り締まる警察が道路交通法に堂々と違反したということが明らかになり、適正・公平・平等な警察行政（徳島県公安委員会の活動を含む。以下同じ。）を検証・実現するうえで欠かせない情報なのであるから、開示される利益は非常に大きく、公益上開示の必要性も高い。

次に、「支障」については、名目的な支障では足りず実質的な支障が要求されていると解されるところ、実施機関は名目的な支障をいうのみで、実質的な支障が生じることを説明していない。本件文書が開示されても実施機関は適切な業務を行っただけであり、開示したことによる実質的な支障はなく、むしろ適正・公平・平等

な警察行政を検証する上で必要な情報である。

さらに、「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の蓋然性が要求されていると解されるところ、本件文書が公開されても上述したように適正・公平・平等な警察行政には何らの支障も生じず、そのおそれも存在しない。実施機関が主観的・抽象的に一定の業務等に支障が出るおそれがあると考えただけで本件文書のほぼ全ての重要部分を非開示にできるならば、条例の意味はなくなり、条例が制定された県民の意思やその背後にある国民の意思に反することになるだろう。

以上要するに、警察官が道路交通法に違反した事実や、それに対して適切な処理がされた事実が開示されたところで何の問題もなく、むしろそれを開示することこそが県政に関する県民の知る権利の尊重や県の説明責任の実現に必要なものであり、ひいては県政に関する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するといえよう（条例第1条）

以上のとおり、実施機関は条例の解釈を誤っている。

- (3) 最後に、上記で述べた以外に、本件は、審査請求人が実施機関に対する苦情申立書に記載したとおり、警察車両による民間人への加害の可能性、とりわけ今回の徳島県警の覆面パトカーの違法走行は、そのスピードや対象との距離からして、前方歩道の歩行者や、当該覆面パトカーが私の車両を追い越していく時の反対車線の原付に対する暴行罪の可能性もあるので、情報を公開させる必要性が高いことに留意されたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容

実施機関は、本件公開請求のうち第2の1①、②及び④に係る公文書（以下「本件文書」という。）を特定したが、本件文書には条例第8条第1号（以下「1号」という。）、同条第2号（以下「2号」という。）又は同条第4号（以下「4号」という。）に規定される非公開情報が含まれていたことから、条例第9条第1項の規定に基づき、当該非公開情報をマスキングした上で本件文書を公開した。

また、本件公開請求のうち第2の1③については、該当する文書を保有していなかったため、前述のとおり、別途、公開請求を拒否する処分を行っている。

本件文書の概要及び非公開とした情報・適用条項は、次のとおりである。

- (1) 令和4年5月10日付け文書により申出があった徳島県警察職員の職務執行に関する苦情（以下「本件苦情」という。）の概要が記録された「苦情受理票（令和4年5月12日付け。以下「本件文書1」という。）」

ア 「申出者」欄の「ふりがな・氏名」欄、「生年月日」欄、「性別」欄、「住所」欄、「職業」欄、「勤務先」欄及び「携帯電話」欄（1号）

- イ 「申出事項」欄の「件名」欄並びに「内容」欄の「いつ」欄及び「どこで」欄（1号）
 - ウ 「申出事項」欄の「内容」欄の「概要」欄（1号及び4号）
 - エ 「対応内容」欄（1号及び4号）
 - オ 「処理」欄の「内容」欄（1号及び4号）
- (2) 本件苦情の申出者（以下「本件申出者」という。）が実施機関に提出した「苦情申出書（令和4年5月10日付け。以下「本件文書2」という。）」
- ア 発出者に係る事項（1号及び2号）
 - イ 発出者の印影（2号）
 - ウ 申出の内容（1号及び4号）
 - エ 添付資料（1号）
- (3) 事務局（徳島県警察本部警務部総務課のことをいう。以下同じ。）の担当者が、本件苦情に関して実施機関に報告及び指示伺いをした「公安委員会に対する苦情について（令和4年5月13日付け。以下「本件文書3」という。）」
- ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）
 - イ 「件名」欄（1号）
 - ウ 「指示伺い」欄の2行目から6行目までの一部及び7行目から15行目まで（1号及び4号）
- (4) 実施機関が徳島県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して本件苦情に係る調査指示をするための「公安委員会に対する苦情申出の受理に伴う調査等の指示について」の案文（以下「本件文書4」という。）
- ア 左上部に記載されている本件申出者に関する情報（1号）
 - イ 「1 苦情申出者」の「住所」及び「氏名」（1号）
 - ウ 「2 苦情件名」（1号）
- (5) 「公安委員会に対する苦情申出の受理に伴う調査等の指示について（令和4年5月19日付け。以下「本件文書5」という。）」
- ア 「1 苦情申出者」の「住所」及び「氏名」（1号）
 - イ 「2 苦情件名」（1号）
- (6) 事務局の担当者が実施機関に対し、本件苦情に係る調査結果等の報告や指示伺いをした「公安委員会に対する苦情について（令和4年6月30日付け。以下「本件文書6」という。）」
- ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）
 - イ 「件名」欄の一部（1号）
 - ウ 「指示伺い」欄の4行目から8行目まで及び10行目から21行目まで（1号及び4号）
 - エ 「指示等」欄の3行目以降（4号）
- (7) 本部長から実施機関に対する調査結果の復命である「公安委員会に対する苦情申出にかかる調査結果等について（令和4年6月30日付け。以下「本件文書7」と

いう。）」

ア 「1 苦情申出者」の「住所」及び「氏名」（1号）

イ 「2 苦情件名」（1号）

ウ 「3 調査結果等」の「(1)」の一部（1号及び4号）

エ 「3 調査結果等」の「(2)」（4号）

オ 「3 調査結果等」の「(3)〇〇警察署の調査結果」及び「(4)」の見出し符号を除く部分（1号及び4号）

カ 「4 結論」（1号及び4号）

(8) 「処理結果通知書」の案文（以下「本件文書8」という。）

ア 宛名に係る事項（1号）

イ 「申出に係る事実関係」欄、「公安委員会の判断」欄及び「申出に対する措置」欄（1号及び4号）

(9) 「処理結果通知書（令和4年7月7日付け。以下「本件文書9」という。）」

ア 宛名に係る事項（1号）

イ 「申出に係る事実関係」欄、「公安委員会の判断」欄及び「申出に対する措置」欄（1号及び4号）

(10) 事務局の担当者が実施機関に対して処理結果の通知状況を復命した「公安委員会に対する苦情について（令和4年7月20日付け。以下「本件文書10」という。）」

ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）

イ 「件名」欄の1行目（1号）

ウ 「件名」欄の2行目（4号）

エ 「指示伺い」欄（1号及び4号）

オ 「指示等」欄の1行目から5行目まで（4号）

(11) 「処理結果通知書」の郵送先に関して本件申出者に電話確認した概要を記載した「電話受発信紙（令和4年7月20日付け。以下「本件文書11」という。）」

ア 「発信者」欄（1号）

イ 「件名」欄（1号及び4号）

ウ 受発信の内容（1号及び4号）

2 本件文書を特定した理由

(1) 実施機関における苦情処理手続について

ア 本件公開請求は、実施機関に対する苦情の申出（警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条第1項）に係る文書を対象としてなされたものであるところ、実施機関における苦情事案の具体的な処理手続は、法及び苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）のほか、徳島県公安委員会に対する苦情申出事案取扱規則（平成13年徳島県公安委員会規則第10号。以下「取扱規則」という。）等に基づいて行っており、その概要は次の(ア)乃至(オ)のとおりである。

- (ア) 実施機関宛てに提出された苦情申出書を、事務局が整理し、実施機関に受理の報告を行う。
- (イ) 苦情を受理した実施機関は、本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- (ウ) 実施機関から指示を受けた本部長は、苦情の原因たる職務執行をしたとされる職員の所属（以下「苦情対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を講じさせ、報告を求める。
- (エ) 苦情対象所属は、調査結果及び講じた措置について、監察課長を經由して本部長に報告し、本部長はこれを事務局を通して実施機関に報告する。
- (オ) 報告を受けた実施機関は、調査結果等を基に、申出のあった苦情に係る事実関係の有無や対象となった職務執行における問題点の有無、講じた措置等について、当該苦情の申出者に文書（処理結果通知書）で通知する。
- イ なお、本制度の下で実施機関が取り扱う「苦情」とは、職員の職務執行における違法若しくは不当な行為又は不作為により、不利益を受け、若しくは不利益を受けるおそれがあるとして是正を求める個別具体的な不服及び職員の不適切な執務の態様に対する個別具体的な不平不満をいう（取扱規則第2条）。

(2) 苦情の処理に係る行政文書

(1)の処理過程において、実施機関は、苦情を申し出る旨の書面、本部長に調査指示をするための指示文書、調査結果報告書及び処理結果通知書のほか、処理方針等についての指示伺いなどの行政文書を適宜作成し、又は取得している。加えて、苦情の受理やその経過については、事務局の担当者がシステムに入力してその電磁的記録を管理しており、これを出力・印字したものが苦情受理票である。

本件公開請求にいう「徳公委第312号」とは処理結果通知書（令和4年7月7日付け徳公委第312号。以下「本件通知書」という。）のことであり、本件公開請求は本件苦情に係る文書を対象としてなされたものであると認められたため、実施機関は、本件苦情の処理に関して作成し、又は取得した関係書類を本件公開請求に係る公文書として特定したものである。

なお、本件文書には、決裁前の案と決裁後の正本とが含まれること、並びに本件文書1及び本件文書2は他の本件文書にも添付活用されていることを申し添える。

3 本件文書の非公開情報について

(1) 本件文書1の非公開情報について

ア 「申出者」欄の「ふりがな・氏名」欄、「生年月日」欄、「性別」欄、「住所」欄、「職業」欄、「勤務先」欄及び「携帯電話」欄（1号）

当該欄には本件申出者の氏名等の情報が記載されているところ、当該情報が、本件申出者個人に関する情報であって、1号本文にいう「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報①」という。）」に該当することは明らかである。

イ 「申出事項」欄のうちの「件名」欄並びに「内容」欄の「いつ」欄及び「どこで」欄（1号）

当該欄には、本件申出者が目撃したという本件苦情の原因たる職務執行（以下「本件職務執行」という。）に係る情報が、端的ながらも個別具体的に記載されているところ、当該情報は、本件申出者個人の体験に基づく情報であって、1号本文にいう「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（以下「個人識別情報②」という。）」に該当する。

また、「件名」欄の情報は、本件申出者が目撃したという事実に関する情報に加えて、当該事実に対する本件申出者の考察・評価の情報も混在しているところ、後者は本件申出者個人の内心に由来する情報であり、個人の人格と密接に関連する情報として、1号本文にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの（以下「権利侵害情報」という。）」に該当する。

ウ 「申出事項」欄のうちの「内容」欄の「概要」欄（1号及び4号）

(ア) 当該欄には、本件申出者が目撃したという本件職務執行の内容が、イより詳しく記載されており、当該情報は、本件申出者の体験に基づく情報として個人識別情報②に該当する。

また、いつどのようにして本件苦情が申し出られたのかなどについても個別具体的に記載されているところ、実施機関に申し出られる苦情の件数が限定的であることに鑑みれば、日付や提出物の内容等の情報から特定の個人を容易に識別しうるから、当該情報も個人識別情報②に該当すると解される。

(イ) さらに、当該欄の情報は、4号にも該当する。

すなわち、警察は、公共安全と秩序の維持を図るという責務（法第2条参照）を達成するため捜査等の活動を行っているところ、当該活動は、少なからず組織性、継続性、密行性を伴うものであり、これらが保たれることが警察業務の目的を達成する上で必要不可欠であると解され、例えば、警察車両に関する情報が広く公にされれば、当該車両を使用した内偵捜査が困難になる等の弊害が生じることとなる。

本件職務執行に関する情報は、すなわち警察の業務に関する情報であるから、これを公にすることは相当でなく、当該情報は、4号にいう「（公にすることにより）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「事務事業情報」という。）」に該当する。

付言すれば、警察が行う活動の対象には反社会的傾向が強い個人や団体が不可避免的に含まれ、一部の反社会的勢力にあつては、警察官に関する家族構成を含めた情報のデータベース化を図る等、広く情報収集活動に及んでいるとされている。そうすると、このような個人又は団体その他警察活動を不当に妨げる意図を持った者等が、警察が保有している施設、車両、装備品、職員の人員、氏名等の組織体制のほか、捜査方針や取調べの手法等、捜査活動の全般にわた

って関心を寄せ、これを収集しようとする蓋然性を軽視することはできない。

また、このような者らにとっては、既に収集してある他の情報と比較対照し、あるいは同種情報の継続的収集を行うことによって、一般人にとっては些細と思われる情報をも、有機的な情報に転化させることが可能であると解されるから、警察業務に関する情報は、断片的なものに過ぎないものであっても、これを明らかにすることによって、他の情報と相まって、警察の業務に支障を生ずる蓋然性があるというべきである。

- (ウ) 一方で、当該欄に記載される情報は、「申出事項」という欄の名称が示すとおり、基本的には苦情申出者から提供された情報を拠り所としており、必ずしも客観的事実の正確性が担保されたものではなく、虚実が入り交じった情報も存在しうる。それにもかかわらず当該情報が公にされ、あたかもその情報の全てが真実であるかのように一人歩きすれば、無用な混乱やトラブルを招き、警察業務の円滑な遂行に支障をきたすこととなる。

このような観点からも、当該情報は事務事業情報に該当すると解される。

エ 「対応内容」欄（1号及び4号）

- (ア) 当該欄には、事務局の担当者が、本件申出者から事案の詳細やこれに対する本件申出者の見解・意向等を聞き取るなどして補足・整理した情報及びこれを前提とした今後の対応方針等が記載されている。

- (イ) これらの情報のうち、本件申出者が目撃したという本件職務執行の内容や、目撃した時の周囲の状況等について記載された部分は、本件申出者の体験に基づく情報として個人識別情報②に該当する。

また、見解・意向には、本件申出者個人の内心に由来する情報や、同人の利害に関わる情報が表れているから、これらの情報は権利侵害情報に該当する。

- (ウ) さらに、当該欄が公にされるとなると、後の苦情申出事案において、申出者が当方からの聞き取り等に率直に応答することを躊躇することとなり、その結果、苦情申出に係る事務を処理するに当たって必要な情報が十分に得られず、事務の適正かつ円滑な遂行に支障をきたすおそれがある。

したがって、当該欄の情報は、事務事業情報にも該当する。

オ 「処理」欄の「内容」欄（1号及び4号）

- (ア) 当該欄には、受理した苦情に係る一連の事務処理が完了した後、その結果が追加入力されるどころ、実施機関に対する苦情の処理結果については、文書により苦情申出者に通知されるべき旨が定められているため（法第79条第3項）、結果的に、当該通知と同趣旨の情報が記載されることとなる。

そうすると、当該欄の情報を明らかにすることは、苦情申出者たる特定個人に宛てて通知された情報を公にするに等しく、当該情報は個人識別情報②又は権利侵害情報に該当するため、公開には適さない。

- (イ) また、苦情申出の内容は多種多様にわたるため、別の事案と比較検討することは本来的に困難であるところ、当該欄の情報が公開対象になると、過去及び

将来における各種苦情事案に関し、別の事案との対応の差異や処理方針の相違について無用の紛議が生じるなどして、苦情処理に係る業務に支障が生じるおそれがある。

したがって、当該欄の情報は、事務事業情報にも該当する。

(2) 本文書2の非公開情報について

ア 発出者に係る事項（1号及び2号）

(ア) 本文書2の発出者すなわち本件申出者の氏名等の情報は、個人識別情報①に該当する。

(イ) また、本文書2には、本件申出者の氏名と組み合わせるように並べて、同人の職に関する情報が記載されている。

この点、実施機関に苦情申出をしたことが、申出者が勤務する法人その他の団体又は申出者が営む事業と関連付けられるなどして、当該法人等に対する社会的評価やその運営等に不当に影響を及ぼすようなことがあってはならず、また、苦情申出を希望する者が、そのような影響があることを懸念して申出を断念するようなこともあってはならないところ、2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下「法人等に関する情報」という。）」を非公開情報として定めており、ここにいう「権利」とは、財産的権利だけでなく、信教の自由などの憲法上の権利のほか、法律上保護される権利を指し、「その他正当な利益」とは、名誉や信用などのほか、法人又は個人の事業運営上法的保護に値する利益を広く含むものと解されている。

そうすると、当該箇所に氏名と組み合わせるようにして記載された本件申出者の職に関する情報は、法人等に関する情報に該当するものとして、これを非公開にすべきである。

イ 発出者の印影（2号）

本文書2には、本件申出者の氏名とともに同人の職が刻まれた印が押されており、その印影は、アと同様に法人等に関する情報に該当する。

ウ 申出の内容（1号及び4号）

(ア) ここには本件申出者が目撃したという本件職務執行の内容や、これに対する同人の意見・要望等が個別具体的かつ詳細に記載されているほか、本件申出者が協力者から情報提供を受けた旨なども記載されている。

(イ) 本件申出者が目撃した事実に関する情報及び協力者等から情報を得た旨の情報は、同人の体験に基づく情報として個人識別情報②に該当し、また、意見・要望に関する部分は本件申出者個人の人格と密接に関連する情報として権利侵害情報に該当する。

(ウ) また、前述のとおり警察業務に関する情報は、たとえ断片的なものであっても、これが明らかにされると他の情報と相まって警察の業務に支障を生ずる蓋

然性があり、さらに、苦情申出者の申出内容は必ずしも客観的事実の正確性が担保されたものではなく、これが公になれば無用な混乱やトラブルを招き、警察業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるから、当該欄に記載された警察業務に係る情報は、事務事業情報に該当する。

エ 添付資料（1号）

当該資料は、本件申出者が本件文書2とともに実施機関に提出した記録媒体であり（以下「本件資料」という。）、本件申出者において撮影されたという動画のデータが保存されているところ、映像は、1号本文にいう「その他の記述等」に含まれるものである。

そして、本件資料に記載された動画には、職員でも本件申出者でもない第三者の姿が映し出されているから、当該第三者の個人識別情報①又は②に該当する。

また、当該動画は、撮影者たる本件申出者の行動の記録でもあるから、本件申出者に係る個人識別情報②にも該当する。

(3) 本件文書3の非公開情報について

本件文書3は、事務局の担当者が、公安委員に対して本件苦情の概要等について報告し、また、今後の手続や処理方針等について指示伺いをするため、所定の様式を用いて作成したものであり、次のとおり、1号本文又は4号に該当する情報が含まれている。

ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）

当該欄には本件申出者の氏名等が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「件名」欄（1号）

当該欄には、申し出られた苦情の内容が端的に記載されているところ、当該情報は、本件申出者の体験に基づく情報としての個人識別情報②と、当該体験事項に対する本件申出者の見解すなわち内心に由来する情報としての権利侵害情報が混在した情報であるというべきである。

ウ 「指示伺い」欄の2行目から6行目までの一部及び7行目から15行目まで（1号及び4号）

(ア) 当該欄には、本件苦情を受けた経緯や、本件申出者の申出内容をもとにして事務局の担当者が事案の論点を整理し明確化した情報が記載されているところ、これらの情報は、(1)ウ等と同様に、個人識別情報②又は権利侵害情報に該当する。

(イ) また、これらの情報は、実施機関が今後の処理方針等を決定するに当たり必要な要点として記載された情報であるところ、事実の真偽等を調査する前の時点での、実施機関内部における検討段階の情報が公にされれば、無用の混乱やトラブルを招くおそれがあり、それにもかかわらず当該欄の情報が公開されるとなれば、今後、事務局の担当者が同種の文書を作成するにあたり、トラブル等を防止するため、具体的な記載をすることを躊躇し、記載内容を抽象化・簡

略化することにつながりかねない。しかしながら、そのような事態になれば、苦情処理を的確かつ円滑に行うことが困難となり、当該事務の遂行に支障をきたすこととなる。

したがって、当該欄の情報は、事務事業情報に該当する。

(4) 本件文書4の非公開情報について

本件文書4は、本件苦情を処理するに当たり、実施機関から本部長に対して事実関係の調査等を指示するため立案した文書であり、次のとおり、1号本文に該当する情報が含まれている。

ア 申出者に関する情報（1号）

事務の都合上、本件文書4の左上部に本件申出者の氏名がメモ書きされており、当該情報は個人識別情報①に該当する（なお、当該メモ書きのうち日付に係る記述について補足すると、「5月13日付けで苦情受理をした」ではなく、「5月13日付けで立案した苦情受理に係る文書」という趣旨で記載されたものである。）。

イ 「1 苦情申出者」の「住所」及び「氏名」（1号）

本件申出者の住所及び氏名が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

ウ 「2 苦情件名」（1号）

本件申出者から申し出られた苦情の内容が端的に記載されているところ、当該情報は、(3)イ等と同様に、本件申出者の体験に基づく情報としての個人識別情報②と、当該体験事項に対する本件申出者の見解すなわち内心に由来する情報としての権利侵害情報が混在した情報である。

(5) 本件文書5の非公開情報について

本件文書5は、実施機関が、本件文書4の決裁を経て発出した指示文書の控えであるところ、マスキングされた部分に記載された情報は、本件文書4における該当箇所と同一のものであるため、(4)イ及びウと同様に、それぞれ個人識別情報又は権利侵害情報に該当する。

なお、本件文書5には、参考資料として本件文書1（ただし決裁欄のないもの）及び本件文書2の写しがそれぞれ添付されているところ、当該各文書における非公開情報及びこれに該当すると判断した理由は、(1)及び(2)に述べたとおりである。

(6) 本件文書6の非公開情報について

本件文書6は、事務局の担当者が公安委員に対し、本件苦情に係る調査結果等についての本部長からの報告内容について報告し、また、今後の対応方針について指示伺いをするため、本件文書3と同じ様式を用いて作成したものであり、次のとおり、1号本文又は4号に該当する情報が含まれている。

ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）

本件文書3と同様に、本件申出者の氏名等が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「件名」欄の一部（1号）

本件文書3と同様に、申し出られた苦情の内容が端的に記載されており、当該情報は個人識別情報②又は権利侵害情報に該当すると解される。

ウ 「指示伺い」欄の4行目から8行目まで及び10行目から21行目まで（1号及び4号）

(ア) 当該欄には、本件苦情に係る調査結果（以下「本件調査結果」という。）の要点や、本件調査結果を踏まえて講じられた措置（以下「本件措置」という。）の概要等が記載されている。

この点、本件調査結果は、地方公務員たる本件職務執行をしたとされる職員（以下「本件職員」という。）がどのような職務執行をしたのかを示すものであるから、その情報は、1号ただし書ハにいう「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき（以下「公務員職務遂行情報」という。）」に該当するものとして、公開の対象になることが考えられる。

しかしながら、公務員等の情報であっても、住所、電話番号、健康状態などの当該公務員個人の属性に関する情報や、勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、公開の対象たる情報には当たらないと解されているところ、本件苦情にあっては、本件申出者の意向として、本件職員に対する刑事上の責任等が問われており、本件調査結果及び本件措置の内容は、本件職員の身分取扱いに関わる情報としての側面を持つことになるため、当該情報は公開の対象にはならないと解すべきである。

(イ) また、本件職務執行に関する情報は、すなわち警察の業務に係る情報であり、これが事務事業情報に当たり、公開に適さないことは既に述べたとおりである。

エ 「指示等」欄の3行目から6行目まで（4号）

当該欄には、本件調査結果等に係る報告及び指示伺いについて、実施機関が決裁した旨及びその際に公安委員が行った指示内容の要点が記録されている。

当該情報は、条例第8条第3号に掲げる行政機関等の相互間の審議、検討又は協議に関する情報ではないものの、実施機関内部における本件苦情の処理経過に係る情報の一部であり、これが公開されるとなれば、公安委員が指示や改善勧告に係る率直な発言をすることを躊躇し、又はこれらの事項について具体性をもった記述をすることを避け、その結果、公安委員が意図した指示内容を正しく反映させることが困難となる、あるいは当該事案の処理に係る後日の検証が不十分なものとなるなど、苦情申出の処理に係る事務に支障を来すおそれがある。

したがって、当該情報は、事務事業情報に該当する。

(7) 本件文書7の非公開情報について

本件文書7は、本件苦情に係る実施機関からの調査指示を受けた本部長が、その復命として行った本件調査結果等に係る報告書であり、次のとおり、1号本文又は4号に該当する非公開情報が含まれている。

ア 「1 苦情申出者」の「住所」及び「氏名」(1号)

本件申出者の氏名等が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「2 苦情件名」(1号)

本件申出者から申し出られた苦情の内容が端的に記載されており、当該情報は本件文書3等における「件名」の情報と同様に、個人識別情報②又は権利侵害情報に該当する。

ウ 「3 調査結果等」の「(1)」の一部(1号及び4号)

(ア) 当該項目のマスキングされた箇所には、本件職員及び本件職務執行に係る事情を知る者とされたその他の職員に関して、その所属、氏名、年齢等が記載されているところ、当該情報は、公務員職務遂行情報として公開の対象になることが考えられる。

(イ) しかしながら、前述のとおり、公務員個人の属性に関する情報については、公務員職務遂行情報としての公開対象にはならないと解されるから、少なくとも職員の年齢は、個人識別情報①として1号本文の非公開情報にあたる。

(ウ) また、(1)ウ(イ)等でも述べたとおり、職員の人員、氏名等の組織体制に関する情報や、職務執行において各職員が果たす役割等は、警察活動を妨害しようとする者等を利する情報であり、事務事業情報に該当する。

例えば、職員の氏名や、その所属すなわち当該職員が担当する部門(窃盗犯罪や薬物犯罪の捜査などを担う刑事部門なのか、売春組織や不法投棄事犯の取締り等にあたる生活安全部門なのか、交通取締り等にあたる交通部門なのか等々)が明らかとなれば、当該部門が利用している車両や施設等に関する情報の特定も容易になり、当該部門に対応した違法行為を企て、あるいはこれを敢行した者らが、特に警戒すべき職員・車両等に係る情報を得られるようになる。そうすると、公共の安全と秩序の維持に係る各種警察活動が一層阻害されやすくなり、警察の業務遂行に支障を及ぼすこととなる。

また、本件文書7は苦情事案に係る報告書であり、そこには本件職員のほか本件職務執行に関して事情を知っていると目された関係職員の氏名も記載されているところ、その氏名が明らかになれば、あたかもこれら職員が非違行為をしたかのような誤解を受け、不当に糾弾されるなどして、日々の業務に支障を及ぼすこととなるおそれがある。とりわけ警察官は、その職務の性質上、犯罪を企図し、あるいは敢行した個人や団体等からの反発、反感を招きやすいから、なおさらこれらの支障が生じる蓋然性が高い。

したがって、本件文書7に記載された職員の氏名や所属に関する詳細な情報は、職員の階級にかかわらず、事務事業情報としてこれを非公開とすべきである。

エ 「3 調査結果等」の「(2)」(4号)

当該項目には、本件職務執行と密接に関連する情報が記載されているところ、

(1) ウ等で述べたのと同様の理由から、事務事業情報に該当すると判断した。

オ 「3 調査結果等」の「(3) ○○警察署の調査結果」及び「(4)」の見出し符号を除く部分（1号及び4号）

(ア) 「(3) ○○警察署の調査結果」には、職員からの聴取内容等、○○警察署の調査によって得られた本件職務執行に関する情報が記載されているところ、そこには本件職員が本件職務執行に従事する原因となった事件・事故に係る前後の事情も記載されており、当該事件・事故の関係者、すなわち、職員でも本件申出者でもない第三者の情報が含まれている。当該第三者に係る情報は、個人識別情報又は事件・事故の関係者という個人の人格と密接に関連する情報として権利侵害情報に該当する。

(イ) また、調査経過の全容が広く公にされるとなれば、調査の対象となった職員らが、事実をありのままに説明することを躊躇するおそれがある上、事案によっては調査に第三者の協力を得る必要もあるところ、これが得にくくなるという事態も容易に予想され、その結果、調査が形骸化し、事実の解明が困難になるおそれがある。

また、本件苦情の申出内容にあつては、本件職員の刑事上の責任等を問う部分が含まれているため、当該調査における検討の手法には、一般的な犯罪捜査等に係る検討と同様に、根拠規定や証拠の有無等を精査する方法がとられており、この内容が明らかとなれば、警察における捜査手法の一端や立件の基準等が明らかとなるに等しく、将来における警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該項目に記載されている情報は、全体として事務事業情報に該当する。

カ 「4 結論」（1号及び4号）

(ア) 当該項目には、所要の調査を実施し検討した結果、本件職務執行の適否について本部長がどのように判断し結論づけたか及び当該結論に基づき講じた本件措置について記載されている。

この点、(6)ウで述べたとおり、本件調査結果及び本件措置の内容は、職員の身分取扱いに係る情報としての側面を有するから、公務員職務遂行情報としての公開対象情報にはならず、個人識別情報又は権利侵害情報として、1号本文の非公開情報の対象になりうるものと解される。

(イ) また、本件文書7に記載された職員の氏名等の情報が、事務事業情報に該当しうることは前述のとおりである。

さらに、徳島県警察における職員の非違行為等の公表については、警察庁が定めた指針（「懲戒処分発表の指針」の改正について（平成31年3月29日付警察庁丙人発第92号）等。以下「指針」という。）に準じて実施されていると認識しているところ、本件職務執行について、指針における公表基準に該当する事実は存在しなかった。

そうすると、本件措置に係る情報が公にされれば、指針が示す基準との均衡が図れず、この種の情報の取扱いについて混乱が生じることとなる。このような観点からも、当該情報は事務事業情報に該当するというべきである。

(8) 本件文書 8 の非公開情報について

本件文書 8 は、実施機関から本件申出者に対して本件苦情の処理結果を通知する本件通知書の案文であり、次のとおり、1号本文又は4号に該当する情報が含まれている。

ア 宛名に係る事項（1号）

本件申出者の住所及び氏名が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「申出に係る事実関係」欄、「公安委員会の判断」欄及び「申出に対する措置」欄（1号及び4号）

(ア) 本件通知書は、特定個人である本件申出者に宛てて送付されるものであって、その情報は全体として個人識別情報②にあたるほか、申し出た苦情の内容すなわち本件申出者の意見の表明等の内心に由来する情報等が含まれるため、権利侵害情報にも該当する。

(イ) また、本件文書 8 が広く公にされると、明らかになった一部分のみをとらえて、比較検討の困難な、過去又は将来における個別案件との差異や処分の軽重などを主張する者が現れかねず、そのような者への対応等によって業務に支障が生じるおそれがあるため、事務事業情報にも該当しうると判断したものである。

(9) 本件文書 9 の非公開情報について

本件文書 9 は、本件文書 8 の決裁を経て実施機関が本件申出者に宛てて発送した本件通知書の控えであり、マスキングされた箇所の情報は、本件文書 8 と同様に、1号本文又は4号に該当する。

(10) 本件文書 10 の非公開情報について

本件文書 10 は、事務局の担当者が、本件苦情の処理に伴う補足事項について実施機関に報告するため、本件文書 3 及び 6 と同じ様式を用いて作成した文書である。

ア 「申出者」欄の「住所」、「氏名」及び「電話番号」（1号）

本件申出者の氏名等が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「件名」欄の1行目（1号）

本件文書 3 と同様に、申し出られた苦情の内容が端的に記載されており、当該情報は個人識別情報②又は権利侵害情報に該当する。

ウ 「件名」欄の2行目（4号）

当該欄には、次項エの「指示伺い」欄に記載された内容に付随する情報が記載されているため、これと一体になる情報として4号に該当すると認めたものである。

る。

エ 「指示伺い」欄（1号及び4号）

(ア) 当該欄には、本件苦情の処理に伴う補足説明が記載されており、本件申出者の個人識別情報①及び権利侵害情報に当たる情報が含まれている。

(イ) また、当該情報が公開されるとなると、今後、苦情申出者等が萎縮して必要な情報を当方に伝えず、その結果、適切な事務処理が遂行できなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は事務事業情報にも該当する。

オ 「指示等」欄の1行目から5行目まで（4号）

当該欄には、本件苦情の処理に伴う事務のため、事務局の担当者が行った電話連絡に関する情報が記載されており、当該情報は通信の秘密（憲法第21条第2項後段）の保障範囲に含まれるものと解する余地がある。

そうすると、当該情報の公開には慎重にならざるを得ず、これを事務事業情報と判断したものである。

(11) 本文書11の非公開情報について

本文書11は、事務局の担当者が電話連絡した際のやりとりの概要を記録したものである。

ア 「発信者」欄（1号）

当該電話の発信者の氏名及び電話番号が記載されており、当該情報は個人識別情報①に該当する。

イ 「件名」欄及び受発信の内容（1号及び4号）

(ア) 当該欄には、事務局の担当者と発信者とのやりとりの概要が記載されており、当該情報は通信の秘密に関わるプライバシー性の高い情報であるから、個人識別情報又は権利侵害情報に該当する。

(イ) また、この種の情報が公にされるとなると、当事者が自由な発言をすることを躊躇し、互いに必要な情報が得られなくなる結果、苦情申出の事務が適切に遂行できなくなるため、当該情報は事務事業情報に該当する。

4 審査請求人の主張とこれに対する実施機関の意見

(1) 審査請求人の主張の要旨

ア 第一に、公務員等の職務遂行に係る当該公務員等の職・氏名・職務遂行の内容については、原則としてプライバシーが問題になる余地はなく「個人に関する情報」には当たらない。

また、公務員等職務遂行情報に関して、施行規則第3条に定める職以外の警察官の氏名は公開されるべきである。

イ 第二に、4号柱書にいう「適正」の該当性を判断するにあたっては、公開による支障だけでなく、公開されることにより得られる利益や必要性も考慮されなければならないところ、本文書の公開は、適正・公平・平等な警察行政（実施機

関の活動を含む。以下同じ。)を検証・実現する上で欠かせない情報であるから、公開による利益及び必要性は大きい。

また、本件文書を公開しても実施機関に支障は生じず、支障が生じるおそれも存在しない。

ウ 第三に、本件職務執行は、刑罰法規に抵触する可能性のある行為であるため、情報を公開する必要性が高い。

(2) 審査請求人の主張に対する実施機関の意見

ア 第一の主張について、公務員の氏名等が「個人に関する情報」に該当しないのであれば、条例が1号ただし書ハの規定を設ける必要はなかったはずであり、これらも「個人に関する情報」であるとの前提に立っているからこそ、その例外的な取扱いに係る規定として1号ただし書ハが定められたものと解される。

したがって、公務員職務遂行情報について「プライバシーが問題になる余地はない」とする審査請求人の主張は妥当でない。審査請求人が摘示する仙台地判平成8年7月29日判時1575号31頁等は、1号ただし書ハのような公務員職務遂行情報に関する規定を設けていない情報公開条例に係る裁判例であり、当県における情報公開制度は当該裁判例の判旨の射程外というべきである。

また、本件職務執行に係る職員の氏名にあつては、その階級にかかわらず、事務事業情報に当たるものとして非公開にすべきことは前述のとおりである。

イ 第二の主張について、実施機関は、本件文書における個々の情報について、関係規定適用の必要性や個別具体的な支障の有無について検討した上で本件処分を行っており、本件文書における各情報の4号の該当性については、2において述べたとおりである。

また、審査請求人は、本件文書が公開されても実施機関に実質的な支障は生じない旨主張するが、公安委員会は警察行政を管理する立場にあるから、実施機関における事務に留まらず、警察行政への影響や支障の有無をも勘案して公開の是非を判断すべきと解される。

さらに、公安委員会とは、警察の民主的運営と政治的中立性の確保を図るために設けられたものであり、実施機関は、徳島県警察を管理するとともに、県民の良識を代表して県警察の業務に県民の考えを反映させるという役割を担っている。苦情申出についても、このような立場にある実施機関において、各種法令の規定に則って誠実かつ適切に処理を図っているのであり、これを超えて、広く一般に対し、職員の職務執行に係る苦情の詳細を殊更に知らしめる公益上の必要性は認められない。

ウ 第三の主張について、前述のとおり、職員の非違行為に関する公表については、警察庁が全国警察に示した指針を参考に、徳島県警察において適切に実施されているものと認識している。

また、法が苦情の処理結果を通知すべき相手として定めているのは当該苦情の申出者であり、当該苦情の処理に係る情報を公にすることは、苦情申出制度の予

定するところではないというべきである。

5 結論

以上のとおり、実施機関は、条例等の規定に従い適切に本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 内 容 |
|-------------------------|-----|
| 令和5年5月26日 | 諮問 |
| 令和6年5月28日 第1部会（第11回） | 審議 |
| 同年 6月25日 第1部会（第12回） | 審議 |

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件審査請求は、実施機関に対する特定の苦情申出について、実施機関及び徳島県警察本部が対応したことにより作成した公文書の公開を求めるものである。実施機関は、本件請求に係る公文書として、本件文書1から本件文書11までの公文書を特定し、条例第8条第1号、第2号又は第4号に該当する情報が含まれているとして、一部の情報を非公開とし、その他の情報については公開する公文書部分公開決定処分を行った。

実施機関の公文書の特定については、審査請求人は特に主張しておらず、争いはないことが認められ、また、請求内容及び決定通知書の件名の記載からも、公文書の特定に不合理な点は認められない。

一方、本件請求に係る公文書のうち、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分で条例第8条第1号又は第4号に該当するとして実施機関が非公開としたものについては、審査請求人は公開を求めており、争いがあると認められることから、当該非公開としたことにつき争いがある部分について、同条第1号又は第4号に該当するかを以下検討する。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権

利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

本件事案で問題となる条例第8条第1号及び第4号の該当性については、以下の基準により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

ウ 条例第8条第1号の個人情報から除かれるもの（同号ただし書）

(ア) 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第8条第1号イ）

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、例えば、公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているものが該当する。

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第8条第1号ロ）

この規定は、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものである。公開することの利益とそれによって害される個人の権利利益との比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また人の生命、健康等の保護の必要性の程度にも差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(ウ) 公務員の職務の遂行に関する情報（条例第8条第1号ハ）

条例第8条第1号ハでは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は、当該公務員の個人に関する情報であっても例外的に公開すべきものとされている。

職務遂行情報とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為に係るものも含まれる。

もともと、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は含まれないものとされている。

また、氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は公安委員会規則で定める職（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職（徳島県情報公開条例の施行に関する規則第3条））の職員である場合には、氏名は職務遂行情報から除くこととされている。

(2) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 非公開の判断について

(1) 本件文書6の「指示伺い」欄の4行目から8行目までについて

ここには、本件職務執行の原因となった事件・事故に関する情報及びそれに伴う本件職務執行の内容が記載されている。当該情報は捜査情報や警察の捜査体制に関する情報である。

これらの情報の条例第8条第4号該当性の判断については、実施機関は弁明書に

において、警察が行う事務又は事業について特別な配慮が必要である旨主張している。

すなわち、警察の行う事務に関しては、犯罪の巧妙化、複雑化に伴い、警察が行う捜査等の活動は、継続性や密行性の確保が重要である点で、知事部局等の行政機関が行う事務とは異なる配慮が必要となる。例えば、警察車両のナンバーや車種等の情報が公にされれば、当該車両を用いた捜査活動が困難になるといった支障が生じることとなる。

また、警察が行う捜査活動の対象には暴力団や極左暴力集団が含まれ、これらの者は、犯罪の実現を容易にし、既に実行した犯罪の発覚を防ぎ、又は捜査を妨害するといった不当な目的で情報収集活動を行っており、警察官に関する家族構成を含めた情報のデータベースを作成した事例もあるとのことである。

そうすると、このような警察活動を不当に妨げる意図を持った者が、警察の施設、車両、装備品、職員の人員、氏名等の組織体制のほか、捜査方針や取調べの手法等、捜査活動の全般にわたって関心を寄せ、これらの情報を収集しようとする蓋然性は軽視できないとの実施機関の主張は十分首肯できる。

そして、情報収集においては、既に収集した他の情報と比較対照し、あるいは同種の情報を継続的に収集することによって、些細と思われる情報であっても有機的な情報に転化させることができるものであるから、警察業務に関する情報は、それが断片的なものに過ぎないとしても、これが公開されれば、他の情報と照合・分析することによって、警察の活動の裏をかくことが可能となり、警察の業務に支障を生ずる蓋然性があるといえることができる。

したがって、本件職務執行の原因となった事件・事故に関する情報及びそれに伴う本件職務執行の内容は、条例第8条第4号に該当すると認められる。

(2) 本件文書6の「指示伺い」欄の10行目から21行目までについて

ここには、本件職務執行に対する評価、職務執行者への対応、実施機関の対応方針が記載されている。これらの情報が公開されれば、以後同種の報告書において具体的な記載を躊躇させ、実施機関に対する苦情申出に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第8条第4号に該当すると認められる。

(3) 本件文書7の「3 調査結果等」の「(1)」の一部について

ここには、警察官の所属及び氏名、年齢等の情報が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号本文に該当する。

審査請求人は、本件職務執行が職員の非違行為に該当するため、警察庁の指針に基づき全て公表すべきであり、慣行として公にされるものとして条例第8条第1号イに該当する旨主張するが、職員の非違行為に関する公表は、事案に応じて個別具体的に行うべきものであり、慣行として公にされているとはいえないから、同号イには該当しない。

また、当該情報を公にしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護することになるとは考えられず、口に該当するということもできない。

もつとも、ここに記載されているのは、本件苦情申出に係る職務を遂行した公務員に関する情報であるから、警部補以下の階級の職を占める警察官の氏名を除き、同号ハの職務遂行情報に該当する。そうすると、職務遂行情報に該当する情報は条例第8条第1号ただし書に該当することとなるから、公開すべきようにも思える。

しかし、警察官の所属及び氏名、年齢等の情報は、警察業務そのものに関する情報とはいえなくても、本件職務執行における当該警察官の役割が明らかとなれば、当該警察官の担当する部門と関連する警察業務の情報の収集が容易となり、(1)で述べたように、警察の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、警察官の所属及び氏名、年齢等の情報は、条例第8条第4号に該当すると認められる。

(4) 本文書7の「3 調査結果等」の「(3) ○○警察署の調査結果」の見出し符号を除く部分について

ここには、本件職務執行に従事した警察官の姓が記載されており、他の記載と合わせると、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号に該当するが、本件苦情申出に係る職務を遂行した公務員に関する情報であるから、警部補以下の階級の職を占める警察官を除き、同号ハの職務遂行情報に該当し、当該情報については公開すべきようにも思える。

しかし、ここには、本件職務執行の原因となった事件・事故に関する情報や当該職務執行とその前後を含む警察の活動が記載されており、本件職務執行に従事した警察官の姓を含むこれらの情報を公開することで、警察の捜査手法、立件の基準等が明らかとなり、将来において、(1)で述べたように警察が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第8条第4号に該当すると認められる。

(5) 本文書7の「4 結論」について

ここには、本件職務執行に従事した警察官の姓が記載されており、他の記載と合わせると、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号本文に該当する。当該情報は、本件苦情申出に係る職務を遂行した公務員に関する情報であるが、姓が記載された警察官はいずれも警部補以下の階級の職を占める職員であるから、条例第8条第1号ハの職務遂行情報には該当しない。そして、当該情報は、(3)で述べたように、条例第8条第1号イ及びロのいずれにも該当しないことから、同号ただし書には該当しない。

また、ここには、所要の調査の結果を受けて、本件職務執行の適否について警察本部長がどのように判断し結論付けたか及びその結論に基づき講じた措置について記載されている。これらが公開されると、以後同種の報告書において具体的な記載を躊躇させ、実施機関に対する苦情申出に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第8条第4号に該当すると認められる。

4 その他の非公開情報について

公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分で条例第8条第1号又は第4号に該当するとして実施機関が非公開としたもの以外で実施機関が非公開としたものについては、これを非公開とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|------|-----|
| 泉 純 | 行政書士 | |
| 生長 拓也 | 弁護士 | |
| 大森 千夏 | 弁護士 | 部会長 |
| 鎌谷 郁代 | 税理士 | |